

表3 通所介護・介護予防通所介護の人員基準

管理者	事業所ごとに1名(常勤)
生活相談員	サービス提供時間帯を通じて専ら通所介護サービスの提供を行う者1名以上
看護職員	看護師または准看護師 サービス提供時間帯を通じて専ら通所介護サービスの提供を行う者1名以上
介護職員	利用者の数(実際の利用者数)が15人までは1名以上、それ以上5またはその端数を増すごとに1名以上
機能訓練指導員	1名以上 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師)とし、当該通所介護事業所の他の職務に従事することができる

表4 通所介護費

所要時間	要介護状態区分	小規模事業所単位数	通常規模事業所単位数
3時間以上 4時間未満	要介護1	437単位	381単位
	要介護2	504単位	437単位
	要介護3	570単位	493単位
	要介護4	636単位	549単位
	要介護5	702単位	605単位
4時間以上 6時間未満	要介護1	588単位	508単位
	要介護2	683単位	588単位
	要介護3	778単位	668単位
	要介護4	872単位	748単位
	要介護5	967単位	828単位
6時間以上 8時間未満	要介護1	790単位	677単位
	要介護2	922単位	789単位
	要介護3	1,055単位	901単位
	要介護4	1,187単位	1,013単位
	要介護5	1,320単位	1,125単位

介護職員、機能訓練指導員(管理者は他職種と兼務可能)の3名が必要になります。

介護報酬とサービス提供時間、事業所規模

要介護者の通所介護費は、サービス提供時間別、要介護度別、事業所規模別に定められています。実際の介護報酬は単位×10円となります

(東京23区は10.72円)。東京23区の場合、3時間以上4時間未満で加算を加えると要介護1は1日当たり5千円弱となります。

- ①通所介護費(表4、1日単位で支払われる)
- ②介護予防通所介護費(表5、1カ月単位の定額制)